

金融商品取引業等に関するQ & A

(問1) 金商業者等は、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（以下「英文開示銘柄」という。）を取引する場合において、顧客（特定投資家を除く。）に対し、その旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付をしないで英文開示銘柄の取引を行ってはならないこととされていますが、①英文開示銘柄の把握や②取引時までの文書の交付が容易ではないといった実務上の問題に対応するため、どのような取扱いが考えられるでしょうか。

(答)

英文開示銘柄については、投資者保護を図るため、英文開示銘柄と日本語による開示銘柄との間の誤認防止の観点から、顧客が英文開示銘柄を取引する場合には、取引時までに金商業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付<sup>(注)</sup>することが金商業者等に義務付けられています（金融商品取引法第38条第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第25号）。

(注) 文書の交付については、契約締結前交付書面をWEBで提供する方法に準じた方法による提供を含みます。以下同じ。

ご指摘の実務上の問題については、以下のような取扱いをすることとすれば、必ずしも説明・文書交付義務に違反することとはならないと考えられます。

(1) 発行開示における英文開示銘柄の取扱い

英文開示銘柄の取引を行う前に、英文開示銘柄である旨の説明を行う（説明義務）とともに、英文開示銘柄である旨を記載した開示書類の要約の翻訳文（又は契約締結前交付書面・目論見書など）を交付する（文書交付義務）。

(2) 継続開示における英文開示銘柄の取扱い

あらかじめ、以下の事項を記載した書面（契約締結前交付書面など）を交付する（文書交付義務）とともに、英文開示銘柄の取引を行う前に、英文開示銘柄である旨の説明を行う（説明義務）。

A 英文開示銘柄の一覧を確認できるURL

B 取引を行う銘柄の中には英文開示が行われる可能性のある銘柄がある旨

(注) 顧客が容易に確認できる媒体（自主規制機関のウェブサイトなど）に英文開示銘柄の一覧が公表されている場合には、顧客において取引に係る有価証券が英文開示銘柄であるかどうか容易に把握できるものと考えられます。

(総合取引所関係)

(問2) 金融商品取引所(金融商品取引清算機関)が、①有価証券関連デリバティブ取引、②対象商品デリバティブ取引関連取引及び③その他のデリバティブ取引に関する取引証拠金を合算して計算している場合には、金融商品取引業者等は、これらの取引に関し、金融商品取引法第119条の規定により顧客から預託を受けた金銭及び有価証券をどのように管理する必要がありますか。

(答)

ご質問にあるような場合には、金融商品取引業者等は顧客から預託を受けた金銭及び有価証券について、①に関しては金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項、②に関しては同第43条の2の2、③に関しては同第43条の3に基づいて管理する必要があります。

この際に、①に係る顧客分別金信託(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。)及び②に係る商品顧客区分管理信託については、法令上、同一の要件が規定されていることを踏まえると、まとめて一つの信託契約を締結することは、法令の規定に則り、投資者保護に支障がない限りにおいて排除されるものではないと考えられます。

(問3) 上記において、金融商品取引業者等が、顧客から預託を受けた金銭及び有価証券について、①又は②のいずれに属するか明確にできない場合には、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査(分別管理監査)において、どのような点に留意して検証が行われることとなりますか。

(答)

ご質問にあるような場合には、金融商品取引業者が、①と②を合わせて顧客から預託を受けた金銭及び有価証券の管理を法令に則り適切に行っている場合には、金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに第43条の2の2の規定を遵守しているものと考えられます。

これを踏まえると、金融商品取引業者が分別管理監査を受けるにあたっては、①と②を合わせて顧客から預託を受けた金銭及び有価証券の管理の状況について監査を受けることとなります。

なお、金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第142条第1項において、その所属する金融商品取引業協会の規則(協会規則)の定めるところにより、毎年一回以上定期的に、分別管理監査を受けなければならないとされていますので、具体的な基準や手続等については、協会規則等をご参照ください。

(特定投資家制度関係)

(問 4) 「特定の知識経験を有する者」である個人として自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができるのはどのような場合でしょうか。

(答)

「特定の知識経験を有する者」である個人(適格機関投資家を除く。)は、自らが純資産 1 億円以上・投資性金融資産 1 億円以上・年収 1 千万円以上のいずれかに該当し、かつ、最初の金融商品取引契約の締結日から 1 年以上経過している場合、自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができます(金融商品取引法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 62 条第 1 項第 4 号及び第 3 項)。

「特定の知識経験を有する者」とは、以下のいずれかに該当する者((ア)～(ウ)は、その実務従事期間が通算 1 年以上である者に限ります。)をいいます(金融商品取引業等に関する内閣府令第 62 条第 3 項)。

- (ア) 金融商品取引業、銀行業、保険業、信託業その他の金融業に係る業務に従事した者
- (イ) 経済学又は経営学に属する科目の教授、准教授その他の教員であった者
- (ウ) 次のいずれかの資格を有し、その実務に従事した者
  - ・ 日本証券アナリスト協会認定アナリスト
  - ・ 証券外務員(1 種・2 種)
  - ・ 1 級・2 級ファイナンシャル・プランニング技能士
  - ・ 中小企業診断士
- (エ) 経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算 1 年以上である者その他の者であって、(ア)～(ウ)と「同等以上の知識及び経験を有する」もの

申出者が(エ)の「同等以上の知識及び経験を有する」者に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、次に掲げる個人であって、その実務従事期間が概ね通算 1 年以上である等、相当期間の実務経験がある者は、基本的に、有価証券についての金融商品取引契約の締結に関して、この「同等以上の知識及び経験を有する」者であると考えられます。

- ① 有価証券報告書提出会社(上場会社等)の役員(取締役・監査役・執行役)
- ② 有価証券報告書提出会社(上場会社等)の従業者又はいわゆるスタートアップ企業の役員・従業者として、次に掲げる業務のいずれかに中核的な役割を担う者として従事した者

- (1) 会社の経営戦略の作成又は新規事業の立上げに関する業務
- (2) 資本政策等の企業財務に関する業務
- ③ 次に掲げる業務のいずれかのうち、投資、経営又は企業財務に関する専門的知識及び技能を必要とする業務に中核的な役割を担う者として従事した者
  - (1) 合併・買収（被合併・被買収含む）等のM & Aに関する業務
  - (2) 株式新規上場に関する業務
- ④ 認定経営革新等支援機関（個人）、公認会計士、税理士又は公益社団法人日本証券アナリスト協会による日本証券アナリスト協会認定資産形成コンサルタントの資格を有する者

また、上記①～④に該当しない個人についても、その知識及び経験の実態に応じて、申出を受けた金融商品取引業者等において「同等以上の知識及び経験を有する」者であると判断することは可能です。

なお、顧客から申出を受けた金融商品取引業者等は、申出の内容を確認するとともに、上記（ア）～（エ）を形式的に満たす場合であっても、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして、当該顧客が特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かを判断するべきである点に留意が必要と考えられます。

#### （特定投資家制度関係）

（問５）適格機関投資家等特例業者であるファンドの運営管理者（ゼネラルパートナー（GP））の役職員は「特定の知識経験を有する者」である個人として自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができますか。

#### （答）

適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第 63 条第 2 項）に従事した期間が通算 1 年以上である者は、「金融商品取引業…その他の金融業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者」として「特定の知識経験を有する者」に該当すると考えられますので、自らが純資産 1 億円以上・投資性金融資産 1 億円以上・年収 1 千万円以上のいずれかに該当し、かつ、最初の金融商品取引契約の締結日から 1 年以上経過している場合、自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができます（金融商品取引法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 62 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 1 号）。

(暗号資産 ETF を原資産とするデリバティブ商品関係)

(問 6) 海外で組成された暗号資産 ETF を原資産とするデリバティブ商品を顧客に提供したいと考えていますが、取扱いが可能ですでしょうか。

(答)

個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、特定の暗号資産を組み入れた ETF は、実質的に当該暗号資産の価格にその純資産価格が連動するものであるため、例えば、こうした ETF を用いた差金決済取引は、暗号資産の価格（これに基づいて算出した数値を含む。）を用いた差金決済取引やこれに類似する取引に該当し、金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する暗号等資産又は金融指標に係るデリバティブ取引として、暗号資産の特性を踏まえた規制の対象になるものと考えられます。

いずれにしても、現状、日本国内において、暗号資産 ETF の組成や販売は認められておりません。

このような中、海外で組成された暗号資産 ETF を原資産とするデリバティブ商品を取り扱うことは、投資者にとって十分に環境整備されていない中での商品提供となり、投資者保護上の懸念があることから、金融庁としては望ましくないと考えています。

なお、金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 9 号に係る登録が完了している場合においても、当該デリバティブ商品の取扱いは、上記のとおり望ましくないと考えています。